

## 区分鳴動方式について●

消防法施行規則第24条第5号ハ及び第5号の2ロ、第25条の2第2項第1号ロ及び第3号チに規定する区分鳴動方式は、次によること。

なお、この運用は、新設時に限るものとする。

(1) 第1報の感知器が作動した場合は、次に示す鳴動方式とすること。

ア 出火階が2階以上の階の場合にあつては、出火階、その直上階及び階段等

イ 出火階が1階の場合にあつては、出火階、その直上階及び地階並びに階段等

ウ 出火階が地階の場合にあつては、出火階、その直上階及びその他の地階並びに1階、階段等

※ 階段又は傾斜路に設けた感知器が作動した場合(第1報)は、全域の地区音響装置を鳴動(感知器発報放送)させること。

(2) 新たな火災信号として次の信号を受信した場合には、タイムアウト時間内であっても自動で全館一斉鳴動(火災断定放送)に切り替わるものであること。

ア 第1報の感知器の警戒区域以外の警戒区域の感知器が作動した旨の信号

イ アナログ式自動火災報知設備等で、火災信号を個別、かつ、多段階に識別できるものについては、第1報の感知器以外の感知器からの火災表示すべき煙濃度又は温度に達した旨の信号

ウ 発信機からの信号

(3) 第1報の感知器が作動し、前(1)の方式による警報が鳴動してから、原則として4分経過した場合、前(2)の新たな火災信号の入力がない場合でも自動的に全館一斉鳴動(火災断定放送)に切り替わること。

なお、区分鳴動から全館鳴動への移行時間が4分では防火管理上支障がある場合は、防火対象物の用途、規模等並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階からの避難が完了すると想定される時間等を考慮し、10分以内の時間で設定することができる。

出火階	同一鳴動区域	
G	G、I	I 全て
F	F、G、I	
E	E、F、I	
D	D、E、I	
C	A、B、C、D、I	
B	A、B、C、I	
A	A、B、C、I	

GL